

# 東海村選挙管理委員会会議録

開催日：平成28年9月2日

東海村選挙管理委員会

## 東海村選挙管理委員会

- 1 開催日時 平成28年9月2日(金)  
午前10時から午前10時40分まで
- 2 開催場所 東海村役場403会議室
- 3 会議に付議した事件  
議案第58号 公職選挙法第28条の抹消者について  
議案第59号 平成28年9月における選挙人名簿への登録について  
議案第60号 在外選挙人名簿の抹消について  
議案第61号 平成28年9月における選挙人名簿の調製について  
議案第62号 直接請求の法定数の告示について  
議案第63号 平成28年9月における選挙人名簿に係る縦覧について  
議案第64号 裁判員候補者予定者名簿の調製について  
議案第65号 検察審査員候補者予定者名簿の調製について
- 4 出席委員は次のとおりである。(4名)  
委員長 本多 喜久男      委員長職務代理者 大友 捷夫  
委員 伊藤 究              委員 高橋 康夫
- 5 説明のため会議に出席した者は次のとおりである。  
東海村選挙管理委員会事務局  
書記長 岡部 聡      書記 大杉 美香  
書記 田所 佑翼
- 6 会議の書記は次のとおりである。  
同上
- 7 本会議における議事の大要は次のとおりである。

開会 午前10時

○大友委員長職務代理者 本日は、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。本多委員長の到着が遅れておりますので、私が議事進行を務めさせていただきます。

さて、ただ今の出席委員は3名であり、地方自治法第189条第1項に規定する定足数に達しておりますので、東海村選挙管理委員会規程第12条の規定により選挙管理委員会を開催いたします。

---

○大友委員長職務代理者 本日の議案は、平成28年9月の定時登録に係るものが6件、裁判員等候補者予定者名簿関係に係るものが2件で、お手元に配布しましたとおりでございます。

それでは、「議案第58号 公職選挙法第28条の抹消者について」事務局より説明をお願いいたします。

---

○大杉書記 議案第58号は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により別冊の者を選挙人名簿から抹消するものです。

---

○大友委員長職務代理者 （別冊を回覧後）ただ今、「議案第58号 公職選挙法第28条の抹消者について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

（質疑なし）

○大友委員長職務代理者 議案第58号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○大友委員長職務代理者 議案第58号は、原案のとおり可決されました。

---

○大友委員長職務代理者 続いて、「議案第59号 平成28年9月における選挙人名簿への登録について」事務局より説明をお願いいたします。

---

**○大杉書記** 議案第59号は、公職選挙法第22条第1項の規定により平成28年9月における選挙人名簿に登録される資格を具備している者を、別冊のとおり選挙人名簿に登録するもので、登録基準日は平成28年9月1日、登録日は平成28年9月2日、登録資格要件としては、(1)住所移転者が、平成28年6月1日までに住民票が作成され、又は転入の届出をした者で、引き続き3箇月以上住民基本台帳に記載されている者。(2)年齢満18年以上の者が、平成10年9月2日までに生まれた者で、住民基本台帳に記載され、住所要件を有している者となります。

---

**○大友委員長職務代理者** (別冊を回覧後)ただ今、「議案第59号 平成28年9月における選挙人名簿への登録について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

**○大友委員長職務代理者** 議案第59号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

**○大友委員長職務代理者** 議案第59号は、原案のとおり可決されました。

---

本多委員長が到着。以後、本多委員長が議事進行を引き継ぐ。

---

**○本多委員長** 続いて、「議案第60号 在外選挙人名簿の抹消について」事務局より説明をお願いいたします。

---

**○大杉書記** 議案第60号は、公職選挙法第30条の11の規定により次に掲げる者(記載略)を在外選挙人名簿から抹消するものです。

---

○本多委員長　ただ今、「議案第60号 在外選挙人名簿の抹消について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

○本多委員長　議案第60号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長　議案第60号は、原案のとおり可決されました。

---

○本多委員長　続いて、「議案第61号 平成28年9月における選挙人名簿の調製について」事務局より説明をお願いいたします。

---

○大杉書記　議案第61号は、公職選挙法第19条第2項の規定により平成28年9月における選挙人名簿の登録者を別紙のとおり調製するものです。今回の登録者数は、前回平成28年6月の定時登録者数31,037名から67名減の30,970名となりました。67名減の根拠といたしましては、抹消者数が459名、新規登録者数が333名、新有権者数が59名となっています。

○本多委員長　(別冊を回覧後)ただ今、「議案第61号 平成28年9月における選挙人名簿の調製について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

○本多委員長　議案第61号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長　議案第61号は、原案のとおり可決されました。

---

○本多委員長　続いて、「議案第62号 直接請求の法定数の告示について」事務局より説明をお願いいたします。

---

○大杉書記 議案第62号は、直接請求に連署を要すべき者の法定数の告示を、別紙（記載略）のとおり行うものです。

---

○本多委員長 ただ今、「議案第62号 直接請求の法定数の告示について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

（質疑なし）

○本多委員長 議案第62号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○本多委員長 議案第62号は、原案のとおり可決されました。

---

○本多委員長 続いて、「議案第63号 平成28年9月における選挙人名簿に係る縦覧について」事務局より説明をお願いいたします。

○大杉書記 議案第63号は、公職選挙法第23条第1項の規定により平成28年9月2日に選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面について、東海村役場総務部総務課において、平成28年9月3日（土）から平成28年9月7日（水）までの期間、午前8時30分から午後5時まで縦覧に供するものです。

---

○本多委員長 ただ今、「議案第63号 平成28年9月における選挙人名簿に係る縦覧について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

（質疑なし）

○本多委員長 議案第63号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第63号は、原案のとおり可決されました。

---

○本多委員長 続いて、「議案第64号 裁判員候補者予定者名簿の調製について」事務局より説明をお願いいたします。

---

○大杉書記 議案第64号は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成16年法律第63号)第21条第1項の規定により、平成29年に必要な裁判員候補者の予定者をくじにより選定し、同条第2項の規定により、裁判員候補者予定者名簿を調製するものです。なお、本村の割当員数につきましては、平成28年9月1日現在により選挙人名簿の登録が行われた日において本村の選挙人名簿に登録されている者の数に基づき、同法第20条第1項の規定により、水戸地方裁判所長から別紙のとおり(記載略)68名を選出するよう通知を受けております。

それでは、本多委員長にくじの執行をお願いいたします。

(くじの執行)

○大杉書記 ただ今、くじが執行され、68名の裁判員候補者予定者が選定されました。それでは裁判員候補者予定者名簿を回覧いたします。

---

○本多委員長 (名簿を回覧後)ただ今、「議案第64号 裁判員候補者予定者名簿の調製について」事務局からの説明とくじの執行を行いました。質疑がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第64号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第64号は、原案のとおり可決されました。

---

---

**○本多委員長** 続いて、「議案第65号 検察審査員候補者予定者名簿の調製について」事務局より説明をお願いいたします。

---

**○大杉書記** 議案第65号は、検察審査会法（昭和23年法律第147号）第10条第1項の規定により、平成29年に必要な検察審査員候補者の予定者をくじにより選定し、同条第2項の規定により、検察審査員候補者予定者名簿を調製するものです。なお、本村の割当員数につきましては、平成28年9月1日現在により選挙人名簿の登録が行われた日において本村の選挙人名簿に登録されている者の数に基づき、同法第9条第1項の規定により、水戸検察審査会事務局長から別紙のとおり（記載略）13名を選出するよう通知を受けております。

それでは、本多委員長にくじの執行をお願いいたします。

（くじの執行）

**○大杉書記** ただ今、くじが執行され、13名の検察審査員候補者予定者が選定されました。それでは検察審査員候補者予定者名簿を回覧いたします。

---

**○本多委員長** （名簿を回覧後）ただ今、「議案第65号 検察審査員候補者予定者名簿の調製について」事務局からの説明とくじの執行を行いました。質疑がありましたらお願いします。

**○高橋委員** 検察審査会の職務はどのようなものですか。

**○岡部書記長** 主に検察官の不起訴処分の当否について審査するものです。

**○大杉書記** 検察審査会制度のパンフレットがありますのでお配りします。

**○本多委員長** 議案第65号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

**○本多委員長** 議案第65号は、原案のとおり可決されました。

---



○**本多委員長** その他としまして、何かありますか。

○**大友委員** 第24回参議院議員通常選挙の東海村における18歳・19歳の投票率は、全国平均より高いようだが、引き続き18歳、19歳の啓発に努めて欲しい。

○**岡部書記長** 了解しました。次回の選挙管理委員会につきましては、12月2日（定時登録）を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

---

○**本多委員長** 以上で会議に付議されました報告等は全て終了いたしました。これをもって、選挙管理委員会を閉会といたします。

閉会 午前10時40分